

災害救助法の概要 (令和2年度)



内閣府政策統括官（防災担当）
避難生活担当、被災者生活再建担当

目 次



※災害救助法第2条の2の規定により、救助実施市が行うこととされている事務については、「都道府県」とあるのは「都道府県又は救助実施市」に、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は救助実施市の長」と読み替える。

1. 災害救助法とは何か

①	沿革、法制上の位置づけ	1
②	制度の概要	3
③	救助の実施概念図	5
④	法の基本原則	6
⑤	災害救助基金の概要	7

2. 災害救助法の適用に当たって

①	適用基準（災害救助法施行令）	8
②	法適用の判断	10
③	法適用の状況（平成26～令和元年度）	11
④	災害情報等	22

3. 災害救助法の運用

①	事務の流れ	23
②	各救助項目ごとの概要（令和元年度）	24
③	災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について	44

1. 災害救助法とは何か ①沿革、法制上の位置づけ

1. 沿革

- 災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は、
 - ① 基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと
 - ② 支給基準が地方ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、これに代わるものとして、昭和22年に「災害救助法」が制定された。
- 昭和28年及び34年の法令改正で、救助項目の追加が行われた。
- 昭和34年の伊勢湾台風等を契機として、災害対策の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備するために、昭和36年に「災害対策基本法」が制定され、災害救助法の一部が災害対策基本法に移管された。
- 平成11年の地方分権一括法の制定により、災害救助法は従前の「機関委任事務」から「法定受託事務」となった。
- 平成23年の東日本大震災を受けて、「災害対策基本法」をベースに防災、発災後の応急期対策、復旧・復興を一元的にカバーする内閣府へ「災害救助法」を移管することで発災後のより迅速な対応を行うため、平成25年10月に同法は内閣府に移管された。
- 平成23年の東日本大震災、平成28年熊本地震を教訓に、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施が可能となる法改正を行った。
- 令和元年台風第15号を契機として、住宅の応急修理の制度を一部損壊（損害割合10%以上20%未満）までに拡充を図る。

<参考> ー災害救助項目追加の変遷ー

法制定時[昭和22年]

- 収容施設の供与 ○ 炊出しその他による食品の給与 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産 ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬

昭和28年法改正

- 飲料水の供給 ○ 被災者の救出 ○ 住宅の応急修理 を追加 ○ 収容施設に応急仮設住宅を含むことの明文化

昭和34年政令改正

- 死体の搜索及び処理 ○ 障害物の除去 を追加

2. 災害対策法制上の位置づけ

○ 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。



3. 災害救助法の適用でどう変わる？

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整 （基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 （法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし （法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

1. 災害救助法とは何か ②制度の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な**救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合
(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等**(令第1条第1項第4号)

5. 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準 (※)に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。(※ 平成25年内閣府告示第228号)

(2) 特別基準

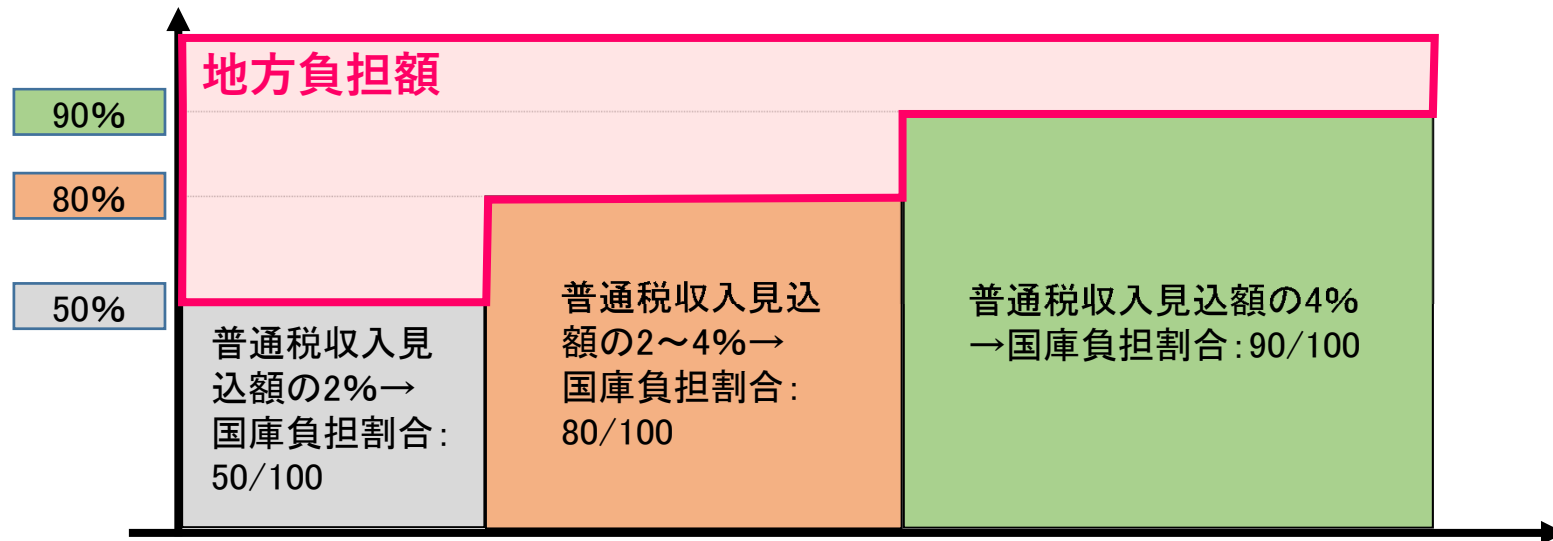
一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

6. 国庫負担

普通税収入見込額の割合

国庫負担割合

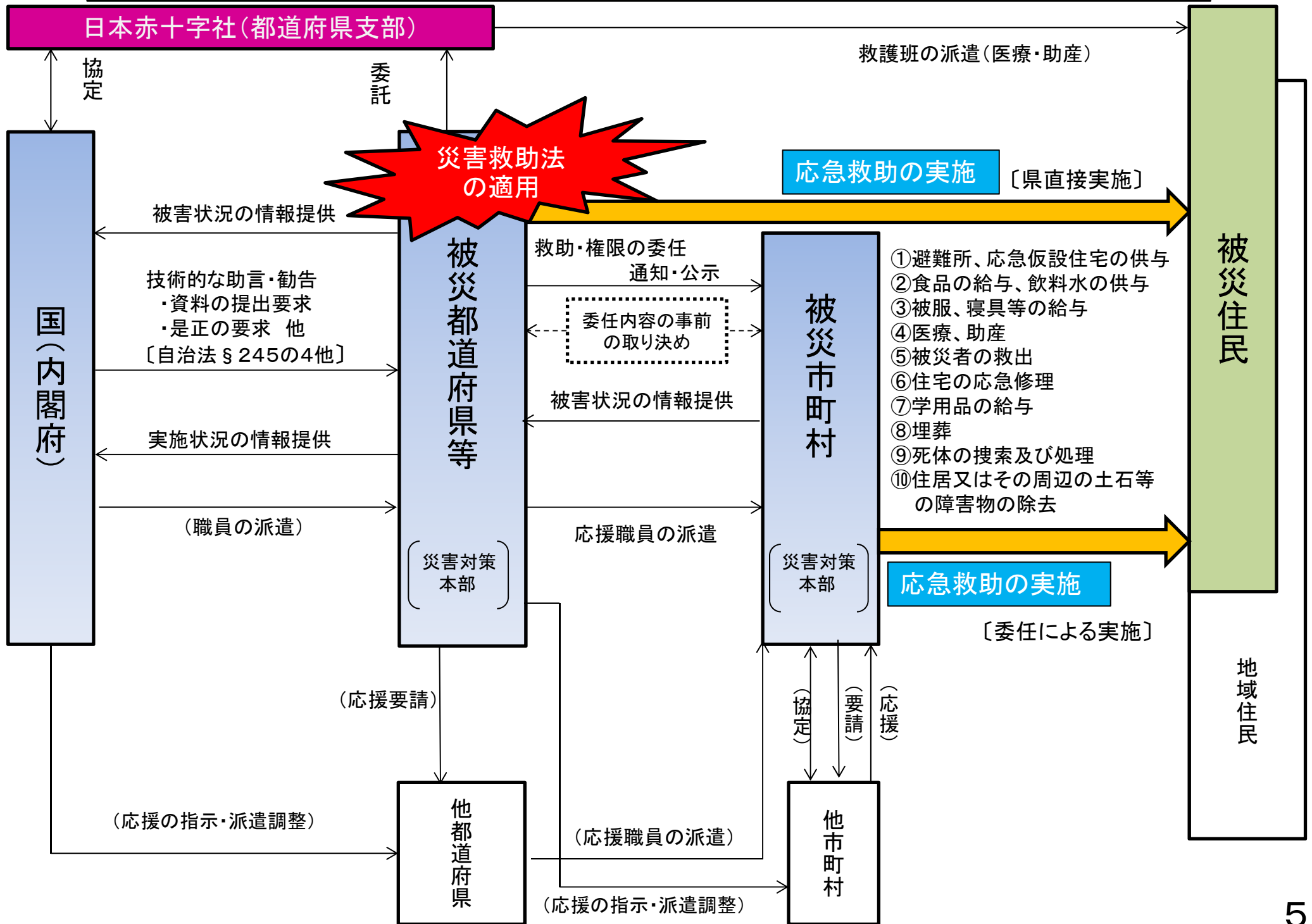
① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分	→	50 / 100
② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分	→	80 / 100
③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分	→	90 / 100



例: 普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合

国庫負担額 = ①(20億円の50%) + ②(20億円の80%) + ③(残り60億円の90%) = 計80億円

1. 災害救助法とは何か ③救助の実施概念図



1. 災害救助法とは何か ④法の基本原則

I 平等の原則

- ・ 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差し伸べなければならない。

II 必要即応の原則

- ・ 応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。

III 現物給付の原則

- ・ 法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食事、住まい等についての法による救助は、現物をもって行うことを原則としている。

IV 現在地救助の原則

- ・ 発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の現在地において実施することを原則としている。
- ・ 住民はもとより、旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。

V 職権救助の原則

- ・ 応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって救助を実施する。

1. 災害救助法とは何か ⑤災害救助基金の概要

1. 目的

- 都道府県は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

2. 基金の積立方法

- 前年度の前3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てることが原則。
- 都道府県は、各年度における基金の積立状況について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報を提供しなければならない。

3. 基金から支出することができる費用

- 基金から支出することができる費用
 - ① 法による救助に要した費用
 - ② 法による給与品の事前購入に必要な費用(基金による備蓄物資)
 - ③ 基金の管理に必要な費用(※)
 - ※ 基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。
- 災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

4. 基金による備蓄物資

- 基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。
具体例: 食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品(※)等
 - ※ 要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能。
- 救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。
- 基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくこと。

2. 災害救助法の適用に当たって ①適用基準(災害救助法施行令)

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること(令第1条第1項第2号)

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000	5,000人未満	15
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500	5,000人以上 15,000人未満	20
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000	15,000人以上 30,000人未満	25
3,000,000人以上	2,500	30,000人以上 50,000人未満	30
		50,000人以上 100,000人未満	40
		100,000人以上 300,000人未満	50
		300,000人以上	75

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項第3号前段)

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること(令第1条第1項第3号後段)

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
(府令第1条)

2. 生命・身体への危害が生じた場合(いわゆる「4号基準」)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)

・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(府令第2条第1号)

・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)

2. 災害救助法の適用に当たって ②法適用の判断

1. 法適用判断の背景

- 災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。
- 国(内閣府防災)からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多いと思われる。

2. 住家被害(1～3号基準)による判断の背景

- 市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、適用の判断がしやすい反面、住家被害の確定には一定の期間を要するため、発災後ただちに適用判断することが困難。

3. 生命・身体への危害(おそれを含む)(4号基準)による判断の背景

- 発災後の迅速な適用が可能であるが、客観的な基準があるわけではないことから、被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向がある。

法適用判断に当たっては

- 法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、迅速な法適用判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めるべき。
- 法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織(環境)づくりが重要。

2. 災害救助法の適用に当たって ③法適用の状況 (平成26～令和元年度)

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成26年	7月9日	7月9日	平成26年台風第8号	長野県	南木曾町	4号
	7月14日	7月9日		山形県	南陽市	1号
	8月8日	8月3日	平成26年台風第12号	高知県	いの町	1号
	8月9日	8月9日	平成26年台風第11号	高知県	高知市、大豊町	4号
	8月10日	8月9日		高知県	四万十町	4号
	8月10日	8月9日		徳島県	那賀町	
	8月17日	8月17日	平成26年8月15日からの大雨	京都府	福知山市	4号
				兵庫県	丹波市	
	8月20日	8月20日	平成26年8月19日からの大雨	広島県	広島市	4号
	9月27日	9月27日	御嶽山噴火による被害	長野県	木曾町、王滝村	4号
	11月23日	11月22日	長野県神城断層地震	長野県	白馬村、小谷村、小川村	4号
12月9日	12月8日	12月5日からの大雪	徳島県	三好市、つるぎ町、東みよし町	4号	
平成27年	5月29日	5月29日	口永良部島噴火	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	4号
	9月10日	9月9日	平成27年9月関東・東北豪雨	茨城県	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町	4号
	9月11日	9月9日		茨城県	守谷市、坂東市、つくばみらい市	4号
	9月11日	9月9日		栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡野木町	4号
	9月12日	9月9日		栃木県	下都賀郡壬生町	4号
	9月11日	9月10日		宮城県	仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町	4号
	9月30日	9月28日		平成27年台風第21号	沖縄県	八重山郡与那国町

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成28年	4月15日	4月14日	平成28年熊本地震	熊本県	全市町村	4号
	8月31日	8月30日	平成28年台風第10号	北海道	帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町	4号
	8月31日	8月30日			岩手県	盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町
	10月21日	10月21日	平成28年鳥取県中部地震	鳥取県	倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町	4号
	10月24日				東伯郡三朝町	
	12月22日	12月22日	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	新潟県	糸魚川市	4号
	平成29年	7月6日	7月5日	平成29年7月九州北部豪雨	福岡県	朝倉市、朝倉郡東峰村
7月7日		7月5日	田川郡添田町			
7月6日		7月5日	大分県		日田市、中津市	4号
7月28日		7月22日	平成29年7月22日からの大雨	秋田県	大仙市	1号
9月19日		9月17日	平成29年台風第18号	大分県	佐伯市、津久見市	1号
10月26日		10月22日	平成29年台風第21号	三重県	伊勢市	1号
10月27日		10月22日			度会郡玉城町	1号
10月30日		10月22日		京都府	舞鶴市	1号
10月27日		10月21日		和歌山県	新宮市	1号
						1号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
平成29年	2月7日	2月6日	平成30年2月4日からの大雪	福井県	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町	4号
	2月15日	2月13日			越前市	4号
	2月14日	2月14日	平成29年度豪雪	新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町	4号
平成30年	6月18日	6月18日	平成30年大阪府北部を震源とする地震	大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町	4号
	7月8日	7月6日	平成30年7月豪雨	岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村	4号
		7月8日			岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町	
	7月7日	7月5日		京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町	4号
	7月7日	7月5日		兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町	4号
		7月6日			姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町	
		7月7日			養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準		
平成30年	7月6日	7月6日	平成30年7月豪雨	鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町	4号		
	7月7日				東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町			
	7月12日	7月6日		島根県	江津市	1号		
	7月19日				邑智郡川本町			
	7月7日	7月5日		岡山県	岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、苫田郡鏡野町	4号		
	7月8日				玉野市			
	7月9日				小田郡矢掛町		1号	
	8月31日				7月5日		津山市、美作市	3号 前段
					7月6日		和気郡和気町	
	7月6日	7月5日		広島県	広島市、安芸郡坂町	4号		
	7月7日				呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町			
	7月31日				三次市、庄原市		2号	
	7月13日				7月6日		山口県	岩国市
	7月7日	7月5日		愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町	4号		
7月25日	八幡浜市		2号					

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準	
平成30年	7月6日	7月6日	平成30年7月豪雨	高知県	安芸市	4号	
	7月7日				長岡郡本山町		
	7月8日	7月7日			香南市		
		7月8日			宿毛市		
	7月11日				7月8日	土佐清水市、幡多郡三原村	幡多郡大月町
	7月12日	7月5日		福岡県	飯塚市	1号	
	8月10日				久留米市		
	9月1日	8月31日		平成30年8月30日からの大雨	山形県	新庄市、最上郡 最上町、最上郡 舟形町、 最上郡 真室川町、最上郡 大蔵村、最上 郡 鮭川村、最上郡 戸沢村	4号
	9月6日	9月6日		平成30北海道胆振東部地震	北海道	全市町村 ※北方領土の6村を除く	4号

(令和元年度～)

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年	8月28日	8月28日	令和元年8月の前線に伴う大雨	佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町	4号
	9月12日	9月9日	令和元年台風第15号の影響による停電	千葉県	千葉市(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区)、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町	4号
	9月24日	9月8日	令和元年台風第15号に伴う災害	東京都	島しょ大島町	1号
	10月13日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町	4号

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名	適用基準	
令和元年	10月13日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡町七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町	4号
	10月12日			福島県	郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、東白川郡棚倉町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村	4号
	10月13日			福島市、会津若松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、南会津郡下郷町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡会津美里町、西白河郡矢吹町		

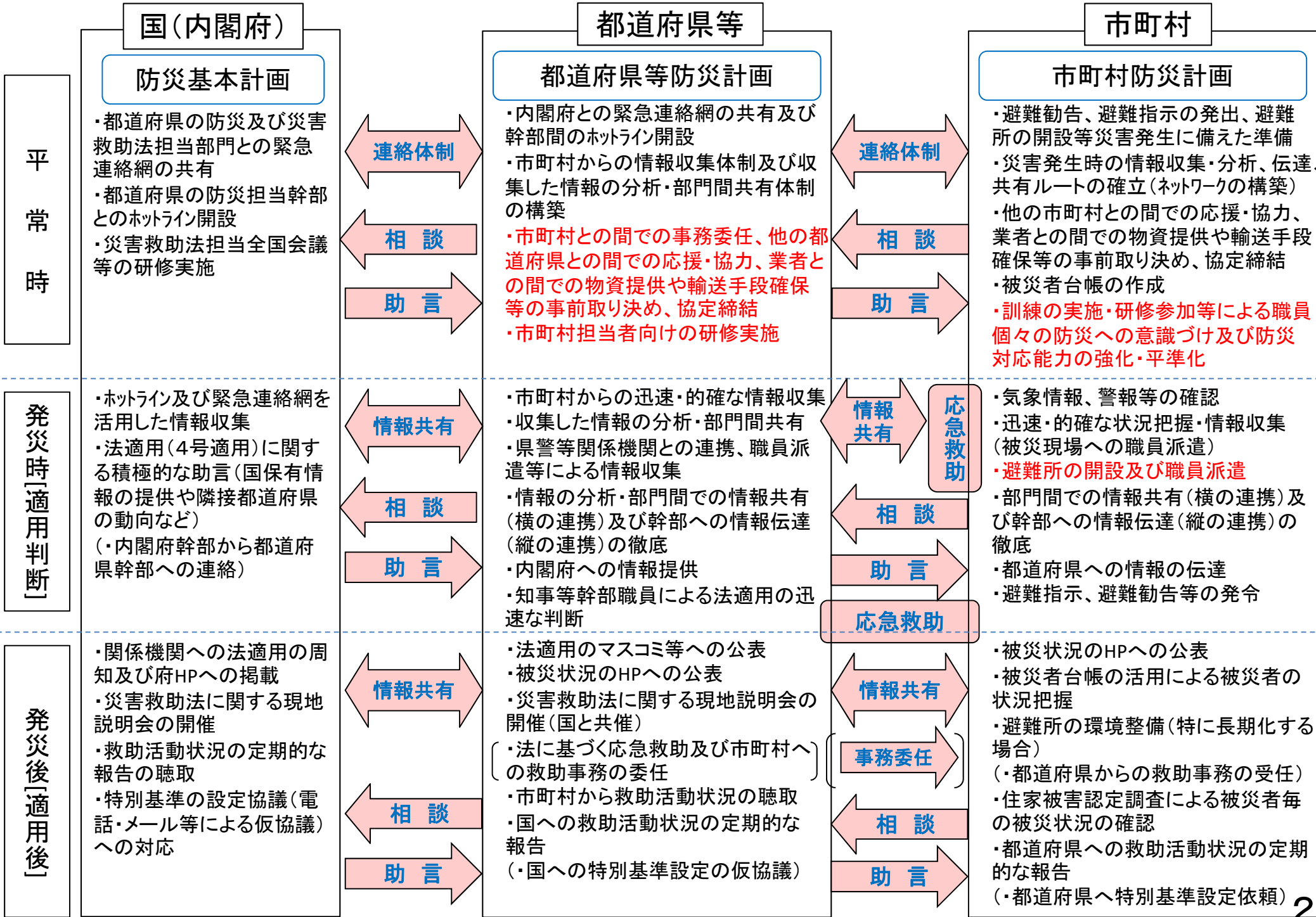
年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準	
令和元年	10月19日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	福島県	喜多方市、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、東白川郡矢祭町、	4号	
	10月12日			茨城県	日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、常陸大宮市、桜川市、東茨城郡城里町、久慈郡大子町		
	10月13日				水戸市、土浦市、結城市、常総市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市		
	10月14日				神栖市、東茨城郡茨城町		
	10月19日				古河市、下妻市、鉾田市、つくばみらい市、東茨城郡大洗町、結城郡八千代町、猿島郡境町		
	10月12日			栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町		1号
	10月16日				那須烏山市		
	10月17日				小山市		2号
	10月19日				下野市、河内郡上三川町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、下都賀郡壬生町		4号
	10月12日			群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、邑楽郡千代田町、邑楽郡邑楽町		

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年	10月19日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	群馬県	伊勢崎市、北群馬郡榛東村、佐波郡玉村町、邑楽郡大泉町	4号
	10月12日			埼玉県	熊谷市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、坂戸市、日高市、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、大里郡寄居町	
					さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、鶴ヶ島市、入間郡三芳町、児玉郡上里町	
					春日部市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、八潮市、ふじみ野市	
	10月19日			東京都	豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、日野市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町	
					墨田区、世田谷区	
					大田区、調布市、狛江市	
					10月12日	
10月13日						
10月19日						

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年	10月12日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	神奈川県	川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村	4号
	10月13日			新潟県	上越市、糸魚川市、妙高市	
	10月12日			山梨県	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村	
	10月12日			長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村	

年度	決定日	適用日	災害の内容	適用自治体名		適用基準
令和元年	10月14日	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害	長野県	塩尻市、諏訪郡原村、下高井郡野沢温泉村	1号
				静岡県	伊豆の国市、田方郡函南町	

2. 災害救助法の適用に当たって ④災害情報等



3. 災害救助法の運用 ①事務の流れ



3. 災害救助法の運用 ②各救助項目ごとの概要

(1)－1 避難所の設置

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり <u>330円</u> 以内	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対 象 経 費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。
- 要配慮者向けに福祉避難所(次頁参照)を設置することも可能であること。
- 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。
- 設置期間の長期化が予測されるときには、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生 管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。
- 応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。
- 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。

※ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月策定、平成28年4月改定)
 「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月策定)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月策)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

(1)－2 福祉避難所の設置

	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり <u>330円</u> 以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等も、発災後に福祉避難所として利用できること。
- 特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。
- 福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。
- 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している、物資・情報等については避難所に取りに来られた場合は配布すること。

※「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月策定)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

((1) の参考) 避難所でできること (災害救助法の対象となるもの)

避難所の運営等について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となる一例を以下に紹介する。
なお、各市町村において、判断に困った時は、災害救助法に基づく救助の実施主体である都道府県または救助実施市に相談願いたい。

主に食事に関すること (温かく栄養バランスのとれた食事のために)

- 保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇い上げ
- 炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置 (一つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意)
- 被災者用の弁当などの購入

主に衛生及び暑さ対策に関すること

- 被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室の設置、仮設ランドリー (洗濯機、乾燥機) 仮設トイレ、授乳室
- 仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い
- 暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)、氷柱や氷の購入

主に生活環境の整備に関すること

- 緩衝材としての畳、カーペットのレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のための段ボールベット等の購入
- 避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)
- 被災者のための毛布、タオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、市販薬などの購入、携帯電話の充電器などの貸与

主に避難所の設置に関すること

- 障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置
- 情報収集等のためのテレビ、テレビ等のレンタル (レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない)

(2)－1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 <u>5,714,000円</u> 以内	
住 宅 の 規 模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着 工 時 期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救 助 期 間	完成の日から最長2年(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。(令和元年10月公布)

(2)－2 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	地域の実情に応じた額(実費)	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住 宅 の 規 模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模	
着 工 時 期	災害発生の日から速やかに提供	
救 助 期 間	最長2年(建設型応急住宅と同様)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

主 な 留 意 事 項

- あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。
- 被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等(集会施設)を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。
- 「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅」を改める。(令和元年10月公布)

(参考) 応急仮設住宅の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」及びその他適切な方法によるものに分類され、災害救助法に基づく応急救助の実施主体である都道府県が被災者に対して供与するものである。

応急仮設住宅については、**迅速な供与**ができるか、**コスト面の見合い**はどうか、**仕様の問題**等を勘案し、**地域の実情**に応じて被災者に供与されることが望ましい。

1. 建設型応急住宅

例：プレハブ・木造など

※ 給排水配管、電気等の接続をしたもの



2. 賃貸型応急住宅

(いわゆる、みなし仮設)

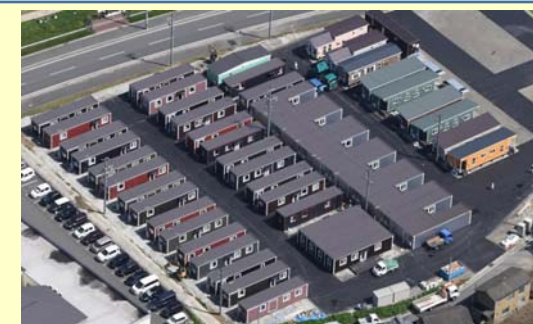
例：民間賃貸住宅



避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与している。

3. その他

例：トレーラーハウス
コンテナハウスなど



(3)炊き出しその他による食品の給与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり <u>1,160円</u> 以内	1人平均かつ3食でという意味である
救 助 期 間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対 象 経 費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。
- 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。
- 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。
- 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。
- 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。

(4) 飲料水の供給

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
対 象 経 費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 災害により現に飲料水を得ることができないかどうかを救助の判断基準であるので、**住家の被害は問わない。**
- 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。
- **水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。**同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

(5)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	<u>別記のとおり</u>	住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日以内</u>	
対 象 経 費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレトペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。
- 被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
- この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

<別記> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	<u>18,800円</u>	<u>24,200円</u>	<u>35,800円</u>	<u>42,800円</u>	<u>54,200円</u>	<u>7,900円</u>
冬季	<u>31,200円</u>	<u>40,400円</u>	<u>56,200円</u>	<u>65,700円</u>	<u>82,700円</u>	<u>11,400円</u>

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	<u>6,100円</u>	<u>8,300円</u>	<u>12,400円</u>	<u>15,100円</u>	<u>19,000円</u>	<u>2,600円</u>
冬季	<u>10,000円</u>	<u>13,000円</u>	<u>18,400円</u>	<u>21,900円</u>	<u>27,600円</u>	<u>3,600円</u>

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。

この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

(6)－1 医療及び助産【医療】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医 療 の 実 施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療(施術)(注)を行うことができる。	(注)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医 療 の 範 囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>14日</u> 以内	
対 象 経 費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。
- 患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

(6)－2医療及び助産【助産】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。
- 被災地であっても通常の保険診療等による医療(産婦人科)が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。
- 本人の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

(7) 被災者の救出

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救 助 期 間	災害発生の日から <u>3日(72時間)</u> 以内 (死体の捜索の場合は <u>10日</u> 以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対 象 経 費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としているとともに、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。
- いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。
- 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。
- 被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうとを問わない。

(8)住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 595,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から <u>1か月</u> 以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

(8)住宅の応急修理「準半壊」

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害(=損害割合)が10%以上20%未満のものを指す
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 300,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から <u>1か月</u> 以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 令和元年10月23日公布・施行(令和元年の災害から適用となる。)
(令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号を含む)
- この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。
- なお、一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない。
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

(9)学用品の給与

一 般 基 準	
対象者	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)
費用の限度額	①教科書、正規の教材:実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品: 小学校児童 <u>4,500円</u> 以内 中学校生徒 <u>4,800円</u> 以内 高等学校等生徒 <u>5,200円</u> 以内
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材: <u>1か月</u> 以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品: <u>15日</u> 以内

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

対象経費	①教科書及び正規の教材	学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑 等
	②文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 等
	③通学用品	傘、靴、長靴 等
	④その他の学用品	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 等

主 な 留 意 事 項

- 通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。
- この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

(10) 埋葬

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人(12歳以上): <u>215,200円</u> 以内 小人(12歳未満): <u>172,000円</u> 以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。
- 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い差し支えない。
- 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

(11) 死体の捜索・処理

※「死体の捜索」については、「(7)被災者の救出」を参照

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり: <u>3,500円</u> 以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時: 通常の実費 上記が利用出来ない場合: 1体当たり <u>5,400円</u> 以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案: 救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金 職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体のある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
- 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。
- 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。

(12) 障害物の除去

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり <u>137,900円</u> 以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

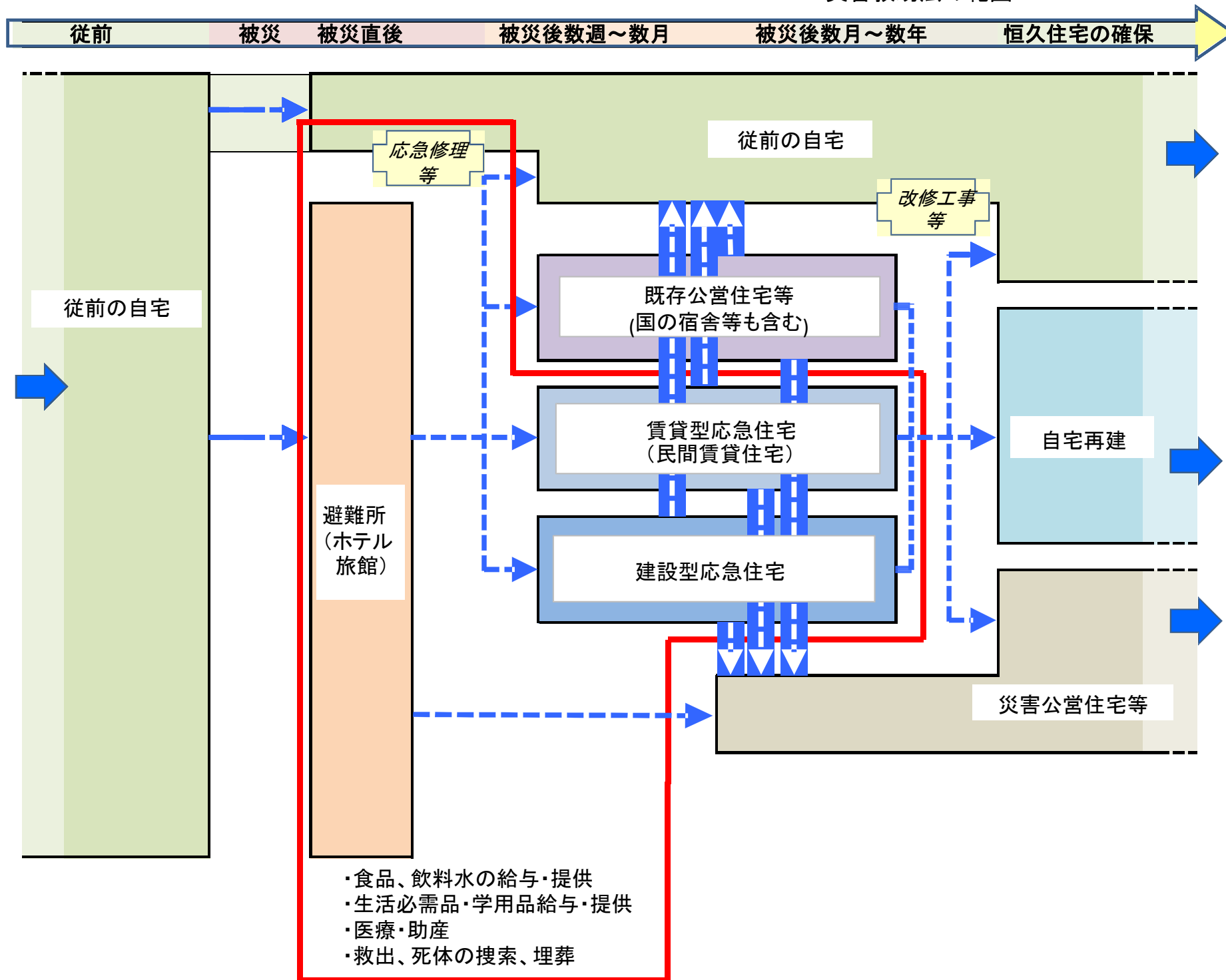
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「**応急仮設住宅の供与**」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

<参考> 住まいの視点からみた災害救助法の救助

災害救助法の範囲



3.災害救助法の運用

③災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について

